

20 第 75 条の 2 《確定申告書の提出期限の延長の特例》関係

【新設】（特別の事情がある通算法人又は他の通算法人）

2-72 法第 75 条の 2 第 11 項第 1 号《確定申告書の提出期限の延長の特例》の規定により読み替えて適用される同条第 1 項に規定する「特別の事情」がある通算法人又は他の通算法人とは、次のような法人をいう。

- (1) 保険業法第 11 条《基準日》の規定の適用がある保険株式会社
- (2) 外国株主との関係で、決算確定までに日数を要する合弁会社
- (3) 会社以外の法人で、当該法人の支部又は加入者である単位協同組合等の数が多いこと、監督官庁の決算承認を要すること等のため、決算確定までに日数を要する全国組織の協同組合連合会等

【解説】

- 1 単体納税制度における確定申告書の提出期限の延長の特例（法 75 の 2、以下「本制度」という。）については、法人の定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるものの定めにより、又は法人に「特別の事情」があることにより、その事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から 2 月以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合にその延長が認められることとされ、この場合、納税地の所轄税務署長は、当該法人の申請に基づき、各事業年度の確定申告書の提出期限を 1 月間（所定の場合にあっては、税務署長が指定する月数の期間）延長することができることとされている（法 75 の 2 ①）。

この単体納税制度における本制度の適用要件としての「特別の事情」がある法人とは具体的にどのようなものが該当するかについて、法人税基本通達 17-1-4 《特別の事情がある法人》の(1)から(4)までにおいて例示により明らかにしている。

- 2 グループ通算制度における本制度については、グループ通算制度適用法人に固有に認められる確定申告書の提出期限の延長事由などを除き、上記 1 の単体納税制度と同様の取扱いとされているところ、単体納税制度適用法人に係る上記 1 の通達で定める取扱いも、グループ通算制度適用法人にも同様に当てはまることになる。本通達において、このことを明らかにしている。

なお、本通達では、グループ通算制度適用法人が本制度を適用するに当たり必要な法令上の所要の読替えを反映するほか、法人税基本通達 17-1-4 において例示している法人のうち通算法人には該当し得ないもの（具体的には、同通達(2)の外国法人や(4)の共済組合）を除外するなどの所要の書き振りの変更を行っている。